

# 「（仮称）太陽光発電施設の設置等に関する条例（素案）」 に対するパブリックコメント等の結果について

報①-1

「（仮称）太陽光発電施設の設置等に関する条例（素案）」に対して、パブリックコメント等を実施した結果は以下のとおり。

なお、いただいた御意見等については、県の考え方を踏まえ、内容に応じて今回の最終案に反映。

## 1 パブリックコメントによる意見等

募集期間：令和4年2月21日（月）から令和4年3月23日（水）

意見件数：3件(意見提出者2人)

NO	項目	意見等の内容(要旨)	県の考え方(案)
1	設置規制区域	設置規制区域に「水道水源特定保全地域」や「水源かん養保安林」に指定されている区域も入れてほしい。	<ul style="list-style-type: none"><li>・「ふるさと宮城の水循環保全条例」に基づき指定している「水道水源特定保全地域」で一定規模以上の開発行為を行う場合は、事業者に対し、水環境の影響予測評価報告書の提出やそれを縦覧し、住民等が意見書を提出できる手続を義務付けております。</li><li>・森林法に基づき指定している「水源かん養保安林」で開発行為を行う場合は、保安林の指定解除が必要ですが、太陽光発電施設を設置する目的での解除は極めて困難であると考えています。</li></ul>
2	経過措置	「既存施設」は何を指しているのか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・既存施設とは、本条例の施行日の時点において、既に稼働している又は設置工事に着手している太陽光発電施設を指します。</li></ul>
3	経過措置	運転開始している50kW以上の設備については、施設の状況を知事に届け出る必要があるのか。また、維持管理等計画を公表しなければならないのか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・稼働開始からの経過年数に関わらず、すべての50kW以上の太陽光発電施設は、その状況を知事に届け出るとともに、維持管理等計画を公表する必要があります。</li><li>・ただし、本条例の施行日までにガイドラインに基づき事業計画書の提出を行った事業者については、施設の状況を知事に届け出たものとみなす取扱いとします。</li></ul>

## 2 市町村等からの意見等

NO	項目	意見等の内容(要旨)	県の考え方(案)
1	事業者の責務	周辺地域の景観保全や環境保全に関する規定を追加すべき。	・事業者の責務の詳細については、別途、施行規則で定めることとしており、その中で景観保全や環境保全について反映してまいります。
2	地域住民等への説明	事業者が事業計画の説明にあたり、地域住民等の理解を得ることや意見を踏まえて必要な措置を講ずることについて、「努める」ではなく義務とすべき。	・地域住民等の理解や必要な措置の義務化については、その基準を一概に示すことが難しいほか、事業者に過度な負担を強いることとなるため難しいと考えております。 ・事業者には、事業計画作成の初期段階から地域住民等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民等に十分配慮して事業を実施するよう促してまいります。
3	設置規制区域への設置許可、設置規制区域以外への設置に関する手続	太陽光発電施設が増設されたことにより、50kW以上となったときの取扱いはどうなるのか。	・施設の増設により50kW以上となったときについても、届出や許可申請が必要となります。
4	地位の承継	事業の実態を遅滞なく把握するため、承継があった日から知事に届出を行うまでの期限に関する規定を追加すべき。	・地位の承継があった日から届出を行うまでの期間を30日以内とします。